

令和5年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年12月5日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年12月5日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
定住推進課長	森下友幸	上下水道課長	鈴木孝佳
会計課長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之
監査委員	朝比奈篤		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議案第78号 森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 について
 議案第79号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
 議案第80号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議案第81号 令和5年度森町一般会計補正予算（第9号）
 議案第82号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第83号 令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第84号 令和5年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第85号 静岡県市町総合事務組合の規約の変更について
 議案第86号 森町道路線の認定について
 認定第11号 令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算
 認定について

<議事の経過>

議長 | (吉筋恵治君) 出席議員が定足数に達しておりますので、

ただ今から、令和5年12月森町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すよう
にお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者
は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許
可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、新型コロナウイルス等の感染症対策を継続するた
め、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告
げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と
呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしまし
た。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
2番清水健一君及び3番佐藤明孝君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間にしたいと
思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月21日までの17日間に決定しま
した。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

サイドブックス掲載のとおりでございますので、ご了承願います。

ここで、平田総務課長から発言を求められていますので、これを許します。

平田総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。

11月29日開催の11月臨時会におきまして、議案第71号から74号まで4議案の一括質疑において、西田議員からのご質問に、私の答弁が最低賃金の改正に伴う会計年度任用職員の賃金見直しを11月実施と答弁をいたしましたけども、10月実施の間違いでしたので、訂正してここでお詫び申し上げます。

議長

(吉筋恵治君) 日程第4、議案第77号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(吉筋恵治君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) ただ今上程されました、議案第77号「人権擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法において、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くこととされております。

本案は、現在、人権擁護委員として活動されている川出泰子氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となり、退任することとなったため、後任として新たに村松加代子氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました村松加代子氏は、森町社会福祉協議会や介護事業所に勤務し、福祉活動に精励され、また、子育て中には保護者として学校に関わり、PTA活動に献身的なご活躍をいただくとともに、平成25年10月から令和3年9月までの2期8年にわたり森町教育委員会委員としてもご活躍されました。現在は、森町高齢者保健福祉計画審議会会長、また、生活支援や読み聞かせボランティアをされています。

明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋恵治君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)
議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)
議長 (吉筋恵治君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第77号を採決します。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)
議長 (吉筋恵治君) 起立全員です。

したがって、議案第77号は、同意することに決定しました。
日程第5、議案第78号「森町水道事業の設置等に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第78号「森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町公共下水道事業が令和6年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することに伴い、森町水道事業の設置等に関する条例に公共下水道事業を加える改正を行うもので、併せて関係する森町公共下水道事業特別会計条例の廃止及び森町組織条例の一部改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第6、議案第79号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第79号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、9月定例会でご可決いただきました、森町組織条例の一部を改正する条例により、政策企画課を新設し、シティプロモーションの強化、デジタルトランスフォーメーションの推進等を行うための増員、また、今後の行政需要等を考慮し、定数の見直

しを行い、加えて公共下水道事業が地方公営企業となることから、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容であります。第1条に規定する地方公営企業の「水道事業」を「水道事業及び公共下水道事業」とするとともに、第2条第2号に規定する町長の事務部局の職員142人を155人とし、第2条第8号に規定する地方公営企業の「水道事業」を「水道事業及び公共下水道事業」とし、5人を10人に改正するものであります。

なお、施行日につきましては、森町組織条例の改正とあわせ、令和6年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第7、議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第80号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、出産する予定又は出産した被保険者の国民健康保険税の免除措置が令和6年1月1日から施行されることから、法改正に併せて所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日又は出産日が属する月の翌々月までの4か月分について、被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額を全額減額するものでございまして、多胎妊娠の場合にあっては、出産予定日又

は出産日が属する月の3カ月前からの6か月分を全額減額するものでございます。

また、妊娠85日（4か月）以上の死産、流産、人工妊娠中絶の方も対象とするものであります。

なお、施行日が令和6年1月1日となることから、11月中に出産された方は、令和6年1月の所得割額と均等割額の1か月分を全額減額対象とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 （吉筋恵治君）日程第8、議案第81号「令和5年度森町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議 長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第81号「令和5年度森町一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ288,122千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,642,845千円とするものであります。

10ページ、第2表、繰越明許費につきましては、事業の進捗状況に基づきまして、令和6年度に繰り越す事業及び金額を計上するものでございます。

11款1項の現年発生林道補助災害復旧事業につきましては、鍛冶島地内の林道栗ノ島線及び亀久保地内の林道杉沢線に係る現年発生林道補助災害復旧工事3か所分について、資材調達や工事着手に時間を要する見込みであり、本年度内に工事の完了が困難な状況でありますので、令和6年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

11ページ、第3表、債務負担行為補正につきましては、まず、包括業務委託料につきましては、令和6年度から放課後児童クラブ業務、特別支援学級及び図書館窓口業務等の業務を担う会計年度任用職員について、安定的な人材の確保と管理事務の軽減等を鑑み、まとめて民間事業者に委託を行うこととするため、新年度当初から業務に支障が生じないように、業務委託契約事務等を進めるため設定するものでございます。

次に、森林環境税システム改修業務委託料につきましては、森林環境税は令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人当たり年額1千円が課税され、市町村が賦課徴収する必要があるため、これに対応するためのシステム改修を行うものです。賦課徴収業務に向け支障が生じないように、業務委託契約事務等を進めるため設定するものでございます。

12ページ、第4表、地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業につきまして、鍛冶島橋の仮橋架設・撤去工事に伴う電柱移転に係る補償費の財源として限度額を増額する変更でございします。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費100,000千円につきましては、本年度いただきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるものでございますが、寄附の見込額の増加に伴い、積立額を増額するものでございます。

2項1目、企画総務費100,000千円は、ふるさと納税推進事業費につきまして、ふるさと応援寄附金の見込増額に伴い、委託料等を増額するものでございます。

11・12ページ、4項1目、戸籍住民基本台帳費17,308千円のうち、委託料17,028千円につきましては、海外転出者のマイナンバーカードが海外でも身分証明書として利用できるよう、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に対応するための住民基本台

帳システム改修委託料等でございます。

3款1項1目、社会福祉総務費9,134千円につきましては、心身障害児者福祉費及び自立支援給付費の令和4年度事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

13・14ページ、4目、老人福祉費6,852千円のうち、介護保険事務費繰出金6,357千円につきましては、介護保険システム改修費に係る一般会計からの繰出金でございます。

2項1目、児童福祉総務費1,916千円につきましては、児童虐待・DV対策等総合支援事業費及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費、事業費の令和4年度の精算に伴う県への返還金でございます。

3目、保育園費24,622千円につきましては、子ども・子育て支援交付金過年度返還金5,813千円及び保育所整備交付金過年度返還金17,185千円等の令和4年度に実施しました各交付金に係る事業の精算に伴う県への返還金でございます。

15・16ページ、4款1項2目、予防費10,066千円のうち、扶助費9,100千円につきましては、こども医療費扶助費について、季節性インフルエンザ等の新たな感染症の拡大により対象事業費が増加し、補正をお願いするものと、未熟児養育医療費扶助費について、対象事業費が当初予算で見込んだ額を上回る見込みとなったことから、追加の補正をお願いするものでございます。

17・18ページ、8款2項3目、道路新設改良費1,134千円につきましては、県の実施する県道袋井春野線及び藤枝天竜線の事業費の増加に伴い負担金の追加をお願いするものでございます。

3項2目、河川維持改修費3,391千円につきましては、県の実施する県道山梨一宮線改修に伴う水路付替のための公有財産購入費でございます。

5項1目、住宅管理費1,800千円につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金について、申請状況から在宅避難割増を12戸分増額するものでございます。

19・20ページ、10款7項2目、体育施設費1,249千円につきましては、定期点検で破損が確認された町営グラントイレ浄化槽について、改修を行なうための町営グラントイレ浄化槽改修工事設計委託料905千円と、改修工事が完了するまでの間に行われる大規模な行事の際に設置する仮設トイレ借上料344千円でございます。

11款2項1目、公共土木施設災害復旧費8,000千円につきましては、本年6月の豪雨により被災した鍛冶島橋の仮橋架設・撤去工事に係る電柱移転補償費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項1目、民生費国庫負担金1,235千円のうち、児童手当国庫負担金1,100千円につきましては、児童手当支給対象年齢のうち、0歳から3歳未満児童の転入件数が見込みを上回るため補正するものでございます。

2項1目、総務費国庫補助金11,969千円につきましては、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に対応するための住民基本台帳システム改修委託料等に対する国庫補助金でございます。

16款1項4目、土木費県負担金3,391千円につきましては、県道山梨一宮線改修に伴う水路付替のための公有財産購入費に対する県負担金でございます。

7・8ページ、2項5目、土木費県補助金1,800千円につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に対する県補助金で、在宅避難割増分でございます。

18款1項2目、総務費寄附金200,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の寄附額の見込みにより増額するものでございます。

19款1項1目、特別会計繰入金13,109千円につきましては、令和4年度の介護保険特別会計の給付事業等の実績に基づく清算金の受入れでございます。

20款1項1目、繰越金46,676千円につきましては、財源調整と

しての計上でございます。

22款1項9目、災害復旧債8,000千円につきましては、本年6月の豪雨により被災した鍛冶島橋の仮橋架設・撤去工事に係る電柱移転補償費に対する公共土木施設災害復旧債でございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （吉筋恵治君）日程第9、議案第82号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第82号「令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,170,795千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金24千円につきましては、令和4年度に実施いたしました国保ヘルスアップ事業の事業費の実績が確定したことにより、保険給付費等交付金のうちの特別交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税31千円の減額につきましては、令和6年1月から施行される出産予定又は出産をした国民健康保険被保険者に係る所得割及び均等割の免除について、国の示す算出方法により算出した免除額相当分を減額するものでございます。

6款1項1目、一般会計繰入金31千円につきましては、出産予

定又は出産をした国民健康保険被保険者に係る所得割及び均等割の免除額相当分について、一般会計からの繰入れを行うものでございます。

7款1項1目、繰越金24千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （吉筋恵治君）日程第10、議案第83号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第83号「令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,456千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,343,853千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費7,733千円につきましては、令和6年4月施行の介護保険制度の改正に伴い、本町が保有する介護保険システムの改修に必要な委託料でございます。

7款1項2目、償還金20,614千円につきましては、令和4年度の介護給付費等に係る国、県の負担金の精算に伴う返還金でございます。

7款2項1目、一般会計繰出金13,109千円につきましては、令和4年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項4目、システム改修事業費補助金1,376千円及び7款1項4目、事務費負担金等繰入金6,357千円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金及び町負担金分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款1項1目、介護給付費交付金2,175千円、4款1項2目、地域支援事業支援交付金1,685千円、7款1項5目、低所得者保険料軽減繰入金492千円につきましては、令和4年度の介護給付費等に係る支払基金、町の負担金分の精算に伴う追加交付金及び一般会計からの繰入金でございます。

8款1項1目、繰越金28,650千円につきましては、歳出に対する財源調整としての計上でございます。

10款3項3目、雑入721千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の令和4年度の精算に伴う負担金の返還金でございます。

以上が、令和5年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （吉筋恵治君）日程第11、議案第84号「令和5年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議 長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第84号「令和5年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当初予算第3条で定めた「収益的収入及び支出の予定額」におきまして、収益的支出の営業費用に5,000千円を追加し、補正後の収益的支出予定額を368,464千円とするものでございます。

それでは、補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2

ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出の明細」、支出の営業費用でございますが、上水道施設の突発的な漏水の修繕により、当初見込んだ予算に不足が見込まれるため、修繕費5,000千円の増額をお願いするものでございます。

以上が、令和5年度森町水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （吉筋恵治君）日程第12、議案第85号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第85号「静岡県市町総合事務組合の規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、本組合に加入している浜名湖競艇企業団が、浜名湖ボートレース企業団に名称変更するため、規約を変更するにあたり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 （吉筋恵治君）日程第13、議案第86号「森町道路線の認定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）議案第86号「森町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

今回、認定する路線は「円田・谷中線」、「鍛冶島仮橋線」の2路線でございます。

まず、「円田・谷中線」でございますが、県道山梨一宮線のバイパス整備事業に伴う県との協議の中で、事業完了後、現路線は町道として引き受けることとされております。また、水路付替のための用地買収前までに現路線を町道認定することを求められているため、新たに認定するものでございます。

次に、「鍛冶島仮橋線」でございますが、町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋架替工事を実施しておりまして、仮橋を含む迂回路を新たな路線として認定するものでございます。

以上の2路線の町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 日程第14、認定第11号「令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 認定第11号「令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

本組合は、磐田市、掛川市、袋井市、森町の3市1町で組織され、各市町の水防活動の支援を目的に設置されておりましたが、本年3月31日に解散しております。このため、令和4年度の決算につきましては、地方自治法の規定により、全ての構成市町に

において監査委員の審査を受けた後、その意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計につきましては、予算総額が7,200千円に対しまして、決算額は歳入が6,128千円、歳出が5,553千円、差し引き残額が575千円となりました。

なお、差し引き残額は、構成市町の議会全てにおいて決算認定がなされた後、分担金の負担割合に応じて、各市町へ清算されるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。

登壇願います。

代 表
監査委員

(朝 比 奈 篤 君) 監査委員の朝比奈でございます。

太田川原野谷川治水水防組合会計の決算審査について申し上げます。

本決算は、当組合が解散したため、令和5年3月31日をもって打ち切られました令和4年度の歳入歳出決算を、地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項により森町長から審査に付されたため、去る10月26日、岡戸章夫監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をいたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

決算審査の結果でございますが、審査に付されました令和4年

度の本決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成されておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証拠書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をしておりますので、よろしく願いいたします。

今後は、組合の解散により継承された事務を適切に履行するとともに、流域市町と連携し、太田川水系の河川整備のための活動に努力していただきたいと存じます。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月12日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時23分 散会)